

平成18年

9

VOLUME
153

業界のタイムリーな情報を手元に

ビルメン

FUKUOKA

編集・発行 社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号(藤田ビル2F) TEL.092(481)0431

全国協会第42回通常総会の報告

総務財政委員長

金子 誠



創立40周年記念行事挙行

通常総会前日の7月26日に赤坂プリンスホテルにおいて、全協創立40周年記念行事が執り行われました。記念式典では「全協40年の軌跡」のビデオが上映され、参加者一同あらためて全協40年の歩みに思いをはせることになりました。私個人はやはり昭和45年議員立法によって成立した建築物衛生法（旧ビル管理法）制定に向けての先達の努力に熱いものを感じました。また協会活動に功績のあった688名の方にも感謝状が贈されました。

第42回通常総会

7月27日、日暮里ホテルラングウッドにおいて平成18年度の全協通常総会は開催されました。出席代議員106名（うち福岡県5名）、議長団は東京・中部北陸・中国地区より3名が選出され議事が進められ、審議は執行部原案通りすべて可決されました。

また総会に先立ち実施された表彰式では、青木会長が功労者表彰、松延理事が技能検定委員表彰を栄えて受けられました。

※通常総会議案書はCD化した資料として会員へ配付されますが、内容が膨大ですので要点の把握が難しいと思われます。8月に発行された全国協会NEWSを参照されたほうが要点把握が容易になると思います。

《会長挨拶による全協重点方針》

狩野全協会長が最優先課題としてまず提示されたも

のは、公益法人制度改革への対応でした。全協も当然ながら新法における公益社団法人認定を目指すわけですが、その遂行にあたっての諸課題が説明されました。①認定申請はできるだけ早期に行いたい。早ければ19年度、遅くとも20年度の総会では関連必要事項の議決を求める。②ただ法施行に向けて政省令に委ねられたものが多いのでその内容の確認も併行して進めなければならない。③施行内容の要点としては、公益性の判断基準・主務官庁制度廃止に伴うその後の運営・税制などが挙げられる。④組織問題としては、地区協会の対応問題・公益性新規事業の開拓・代議員制度と議決権問題・組織理事構成の適合化・財務適正化とその基盤保全などが考えられる。以上のことを受けた⑤現状の体制を極力維持しながら法が求める公益性を担保していく。という方針が示されました。

また広報・宣伝活動の強化という方針も表明されました。全協は40年に亘って斯業の資質向上を目指して諸々の制度や資格を築いてきたが、顧客・発注者側にその価値を十分に認識されているとは言い難い。また我々の側にもその信頼を壊しているところはないか検証が必要で、その意味でも社会に対する協会活動のPRを推進しなければならないと訴えられました。その実践策として品質インスペクター制度の高度化普及や会員情報ネットワークシステムJASMINの充実展開などが考えられます。

平成18年度定例懇話会開催

平成18年度懇話会は、梅雨明けのうだる様な暑さの平成18年8月7日（月）福岡県自治会館で65社から67名が参加して行われた。

恒例の東筑軒のかしわ飯弁当の昼食を済ませ、午後1時より会長の挨拶の後、本題の九州地区本部、全国



挨拶する青木会長

協会の総会報告に先立ち、福岡市より就労弱者に対する支援のお願いとして、第1回目の卒業生を送り出す福岡市立養護学校生の企業実習受け入れについて、福岡市教育長 植木とみ子氏の挨拶、福岡市立養護学校博多高等学校長 井上哲明氏から現状説明と協力の要請があった。

休憩の後、全国協会の総会報告（要旨：別欄記載）を金子総務財政委員長、九州地区本部総会報告を大江総務財政



福岡市 植木教育長の挨拶

副委員長が行った。

引き続き、公益社団法人申請への当協会の取り組みについて、金子総務財政委員長が、①公益法人制度改革の必要性 ②新しい一般社団法人と公益社団法人との差（それぞれのメリットとデメリット）③公益認定基準と移行への手続きは？について詳しく判り易く説明した。最後に質疑応答を行い予定通り午後4時全てを終了した。



全国協会の総会報告をする
金子総務財政委員長



九州地区本部総会報告をする
大江総務財政副委員長

『公益社団法人』申請への取組みについて (定例懇話会説明の要旨)

総務財政委員長
金子 誠

□そもそも公益法人改革はなぜ必要だったのか？

社団法人福岡県ビルメンテナンス協会のようにまじめに事業運営に取り組んできた公益法人にしてみれば今回の公益法人改革には合点がいかない面もあるかと思います。今までの公益法人制度は、なんと明治26年に公布された民法によって規定されておりその後110年間その内容の大きな改正はなされることなく今日に至っています。その“金属疲労”的な弊病が現在になって諸々の社会問題を生んできたようです。いま公益法人は全国で約26000団体ありますが、実質

その半数は設立の趣旨と使命を失っているといわれています。存在価値を失ったどころか反対にその優遇制度を利用して公益に反する事業運営を展開している団体も顕在化しています・・皆さん既にご存知の通り、道路公団、社保庁、防衛施設庁などの第三セクターやファミリー企業の不祥事、その温床となっている天下り人事や補助金の垂れ流し等々・・凡そ公益とは反する団体が跋扈し始めたのです。この構造的問題を抜本的に解決するには大鉈を振るう必要があります。現行民法の改正では用を成さず、新

法という鋭いメスでなければ患部に届かなかったのだと思います。従って当該新法は、現行公益法人の半数をも振るい落そうとする極めて厳しい目的を持った法規であることを認識して頂きたいと思います。その法趣旨の上で我々がどう考え、どう対応すべきかということがいま肝要なことです。

□ 新しい一般社団法人と公益社団法人の差は？ (メリット・デメリット論議)

「新法の公益法人認定基準は相当ハードルが高そうだし、その後の運営もずいぶん窮屈そうだし、一般の方が樂でいいんじゃないの！？」というご意見の方もおられるでしょう。そこで大まかにメリット・デメリットを考えると、公益はなんといっても社会的信用が保証される。それに原則非課税であろう。それに対し一般は事業実態が営利団体化していくので、社会的評価もそれに準じ、当然課税対象となります。極端に言えば株式会社と何が違うのという実態になっていくことが懸念されます。社会的信用についてもう少し深く考えるなら、ちょっとネガティブな判断かもしれませんが登記手続きさえ適法に処理すれば風俗でもマルチ商法でも暴力団でも一般社団になりうる可能性があるということです。一般社団の土俵がそのような雑駁なものになっていくのではないかと個人的には危惧しています。翻ってポジティブに考えるなら、いま当協会が真の公益法人を目指すということは、ビルメンテナンス業が将来真に独立した産業として発展していくための“未来の土俵”を造っていく礎になるのではないかと私は考えます。

多くの方が新法の一般社団と公益社団の構造を2階建てというふうに捉えられているようです。1階が一般で、必要なら努力して2階の公益へ上がって行こうかという感じでしょうか。私の解釈はこれとは違います。社会から見れば非営利団体の社団は、あくまで1階建てであって、新法の公益社団はこの地上の建物に当たります。それでは一般はどこに在るかというと陽の当たらない地下室というところでしょうか。従って今までの民法上の公益法人はすべからく新法の1階に引っ越すのが本来の姿だと考えます。ところが多くの公益法人が民法アパートで不善を重ねていたので、新法住宅の地上には移れず地下室に追いやられるというのが私の解釈です。この認識の差は、公益化に取り組む時その方向性と姿勢に大きな影響を与えると思います。

□ 公益認定基準と移行の手続きは？

この項目は実務的で多くの判断情報を必要としますので、今回は要点のみ説明します。

執行部で「公益社団法人化特別委員会」を立ち上げます。9月よりワーキングに入りますので、経過を適時報告していきます。

構造的に一番変わることは、主務官庁制度の廃止でしょうか。国であれば厚生労働省が許認可していたものを行政庁へ移管することになります。それで何が変わると云うことになりますが、ここで大事なことは行政庁そのものが認定するのではないということです。「公益法人認定等委員会」という第三者機関が査定して、認定の適否を行政へ諮問することになります。この諮問機関設立については、まだまだ不安定な要素が多くその運用は未知数です。この機関の考え方・さじ加減ひとつで認定基準が高くもあり低くもなることが考えられます。

申請へのスケジュールですが、ほぼ全協と同じ流れになると思います。政省令の整備状況を睨みながらの組織改革遂行となります。ただひとつ注意しなければならないことは、一旦申請を出して否認された場合には次の申請（再挑戦）が期間的な制約も含め容易に受理してもらえないということです。

◆ 公益法人新法の施行（平成20年予定）により私たちが考えている以上に社会に大きなうねりが起こり、“ぶら下り”的非営利法人全体は激震に見舞われる予感がしています。私たちはこの状態を受身で捉えず、業界改革の機会と捉えて前向きに対応していくと考えています。会員各位にはこの点へのご理解を頂き、公益化推進のご支援を賜りたくどうぞよろしくお願ひ致します。



平成18年 事業所・企業統計調査

10月1日は事業所・企業統計調査



全国すべての事業所や企業が調査の対象です。

調査員が調査票を持って皆様の事業所をお訪ねいたします。

どうぞご協力ください。

9月下旬から調査員がお伺いします。

調査員は「調査員証」を必ず携行しています。

総務省統計局 福岡県

平成18年度 労働安全衛生大会開催

労働対策副委員長 掛橋 敏彦

平成18年度大会は、平成18年8月3日(木)、猛暑の中、当協会主催、福岡ガラス外装クリーニング協会他、3団体の協賛及び福岡労働局の後援で福岡県自治会館に於いて、午後1時より97社、188名各位のご参加のもと盛大に開催致しました。北方副会長の開会宣言で大会は始まり、青木会長が挨拶の中で埼玉県ふじみ野市営プールの女児水死事故に触れられ、他人ごとではなく、日頃の危機管理がいかに重要であるかを訴えられました。

続いて、菊入間雄福岡労働局長(梅木安全課長補佐代読)からの来賓祝辞を頂き、引続いて梅木安全課長補佐より「職場の安全管理」の題目で講話を頂きました。又、改正労働安全衛生法についての説明があり、その中で安全管理者の資格要件の見直しが平成18年10月1日施行される事の話がありました。(安衛則 第5条)各社共準備、対応をよろしくお願ひ致します。

次に基調講演としてテレビキャスターで皆様お馴染みの山本華世さんに「山本華世のひと遍路」と題して講演を頂きました。1時間以上の講話の中で歎切れる良いスピーディーな言葉が途切れることなく続き、職業とはいえ、大したも

のだと感心させられました。話の内容も私共に参考になる事が数多くありました。そして何よりも山本華世さんを身近に感じるひとときがありました。

休憩をはさみ、我が協会員2社より、体験報告と論文発表を頂きました。いずれもいかに災害を減少させるかの内容で有意義な大変参考になる発表であったと思います。その後、表彰式では安全標語4社、無災害会員事業所5社の表彰が行われ、次いで大森商事(株)大森氏の発声のもと参加者全員で安全宣言を唱和し気持ちを引き締め無災害への誓いを新たに致しました。

最後に松延労働対策委員長の閉会の辞で本年度の大会を無事終了致しました。

労働災害だけに限らず、同じ災害が繰り返えされる昨今、人間はもともと不注意な動物と言いますが、ヒューマンエラーがあり、又、災害が発生しても、他人の事としてとらえてしまう。その様な人間の考え方から、同じ災害が繰り返えされるのではないかでしょうか。今回の大会が皆様方の無災害への誓いとなる事を祈念申し上げます。



「職場の安全管理」について講演される
福岡労働局安全課 課長補佐 梅木 豊氏



講演されるテレビキャスターの山本華世さん



無災害事業所表彰を受けられた事業所の方々

平成18年度 労働安全標語入選作品

最優秀賞 見逃すな、職場の仲間の危険な行為、
声掛け合って事故防止

株式会社 西日本ビル代行 坂本 貞二

優秀賞 無災害 会社の願い 家族の願い

株式会社 三愛美装センター 掛橋 敏彦

佳作 気を抜くな慣れた作業に落とし穴

九州建物管理株式会社 竹谷 清則

初心忘れずゼロ災職場

安全は一人ひとりの意識から、

大成株式会社 福岡営業所 沖野 興樹

皆で目指せ無災害

表彰

〈標語〉

最優秀賞	株式会社西日本ビル代行
優秀賞	株式会社三愛美装センター
佳作	九州建物管理株式会社
佳作	大成株式会社福岡営業所

坂本 貞二
掛橋 敏彦
竹谷 清則
沖野 興樹

〈論文〉

優秀賞	株式会社シンコー
-----	----------

木山 京子

平成17年度無災害事業所

株式会社 朝日ビルメンテナンス
大森商事株式会社(2期連続)
九州建物管理株式会社
株式会社 千代田福岡支店(5期連続)
株式会社 ピソ(2期連続)

平成18年度全国労働衛生週間

10月1日～10月7日(準備期間9/1～30)

スローガン「疲れてませんか 心からだ みんなでつくろう 健康職場」

厚生労働省では本年も上記スローガンのもと、9月1日から9月30日を準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として、全国一斉に「平成18年度全国労働衛生週間」を実施致します。

会員事業所に於かれましては、これを機会に現状を見直し、労働衛生管理活動の一層の促進に向けて積極的に取り組んで頂きますようお願い致します。

第65回 運営委員会報告

日 時 平成18年8月7日(月) 10:30～12:00
 場 所 福岡県自治会館 2F 201会議室
 出席者 青木、北方、古賀、金子、松岡、松延、藤、松本、
 末吉 各理事
 大江、峯、梶山、山川、渡辺、掛橋、西村、野形、
 谷川 各委員
 重藤、安田両監事
 芳村事務局長、三浦

議題

協議事項

1.地区協会研修運営幹事の推薦について(古賀)
 古賀:幹事に課せられた任務を勘案し、現在、講習会関係を取り纏めて頂いている松岡事業委員長を推薦したいが如何か。一同同意

2.定例懇親会の運営について(金子)

(地区本部総会、全協総会報告内容確認を含む)
 会長挨拶の後、恒例の関連団体の総会結果報告に先立ち、前回の委員会で了承した福岡市からの就業弱者への支援のお願いの話を聞きし、休憩後、九州地区本部総会報告を大江総務財政副委員長、全国協会総会報告を金子総務財政委員長が行い、最後に「公益社団法人」申請への当協会の取り組みについて金子委員長が説明するとした実施要領を了承した。なお、報告内容についても併せて承した。

3.新青年部員入部審査について(金子)

金子担当理事の上申による下記の者の入部を了承した。
 和田 達史(35) (株)ダイワス 業務部所属

4.公益社団法人化特別委員会の開催・段取りについて(金子)

第326回理事会において設置が承認された公益社団法人化特別委員会の運営について、金子総務財政委員長の提案による下記実施要領を了承した。

①特別委員メンバー

青木会長・北方副会長・古賀副会長・末吉相談役
 金子総務財政委員長(座長)・松岡事業委員長・松延労働対策委員長・藤厚生広報委員長・松本経営研究委員長

* 必要に応じ分科会ワーキング:外部理事・有識者参加を要請する。

②活動期間及び開催時期

第1次活動期間を18年度末(定例総会終了)までとし、原則毎月1回、運営委員会開催日に同委員会に先立つて行うことし、開始時間は特別委員会13:00、運営委員会15:00とする。

③活動経費

組織強化助成金を配賦する。

5.平成18年度研修旅行について(藤)

行先、行程については台湾2泊3日とし、日程については10月下旬から11月中迄の間とする案を了承した。なお、日程の決定については委員会に一任することと

した。

6.平成19年賀詞交換会の日程及び会場について(藤)
 平成19年1月15日(月) 福岡サンパレスホテル
 上記日程、会場での開催を了承した。

7.(財)ビル管理教育センター会長表彰受賞候補者の推薦について(藤)

藤厚生広報委員長の上申による

宮木 英一(55) 九州美装株式会社 取締役
 業務部長(協会講師暦 24年 検定委員暦18年3月)
 の推薦を了承した。

8.兵庫協会の創立40周年記念式典(9/21)の対応について(芳村)

青木会長と末吉相談役宛に案内状が届いている上記記念式典については、両氏の出席を公務と認めた。

9.兵庫協会との交流会について(松本)

兵庫協会創立40周年記念式典(9/21)と同日開催とし、参加者は式典にも出席する。

松本:恒例の兵庫協会との交流会は、今年度はこちらから同う番になっているが、たまたま兵庫協会の創立40周年記念式典が9月21日に開催されるため、先方と打合せの結果、同日開催とし、交流会の行事として、従来の会議終了後の懇親会に代え、記念式典及び祝賀会が組み込まれた。本事業には40万円(1名当たり4万円上限)が予算として計上してあるので多数の参加をお願いする。

10.協会主催の講習会に対する福岡市職員の受講希望に対する対応について(芳村)

芳村:先般、福岡市の生活衛生課より、稻吉係長と協会担当の池尻氏が来所され、保健所の担当職員の研修の場として、当協会が主催する講習会の職員の受講について配慮頂けないか旨要請があった。丁度、梶山事業副委員長が相談窓口の担当として来所していたので一緒に話を聞いて頂いたが、副委員長は受けて頂くとすると、先方の申し出の趣旨より今年度から実施予定の8号登録対応の従事者研修会の受講が適当ではないかとの見解だった。如何取り扱うかご検討願いたい。

末吉:担当職員が勉強されるのは結構なことだと思う。これから公益社団法人を目指す我々にあっては、会員だけを対象にするのではなく、こうした活動分野を広げなければならないと思う。

青木:それでは受講をされることを了承し、今後の具体的対応は松岡事業委員長(講師団長)にお願いしたい。

11.(財)九州経済調査協会が行う当協会員宛のアンケート調査についての協力要請の対応について(芳村)

芳村:(財)九州経済調査協会(会長:谷 正明福岡銀行頭取)より、当協会員を対象に行う予定の「九州企業の博物館等文化施設の業務に関するアンケート」について、会員名簿の提供について要請があった。ご承知とは思うが、同協会は文部科学大臣認可の特定公益増進法人として、九州山口の経済社会に関する総合調

査研究を行う機関として活動を行っている団体である。
情報提供についてご検討頂きたい。

情報提供について了承

12. 政治連盟に対する活動要請について(末吉)

同族会社役員報酬の給与所得控除の法人課税所得加算に反対し、撤回を求める活動を政治連盟に要請する件につき了承した。

報告事項

1. 各委員会報告

I. 都市ビル環境の日委員会(松本)

開催日 平成18年7月10日(月)

出席者 15名

議題

①予算の配分について

→ 一般会計分については従来通り

②シンポの具体的実施要領の検討

→ 基本的には従来のやり方を踏襲

③クリーンアップ使用用品・備品の調達について

→ ジャンパー700着、キャップ100個、配布用ティッシュ2万個

7月24日開催の三者(野原・金子・松本)打合せによる決定事項

→ 基調講演者は野原理事紹介の東京都職員の適任者とする。

2. 各種講習会実施報告(松岡)

I. 清掃作業従事者研修会(北九州)

実施日 平成18年7月14日(金)

会場 高見研修センター

受講者数 35名

II. 清掃作業従事者研修会(福岡)

実施日 平成18年7月19日(水)

会場 ももちパレス

受講者数 47名

3. ビルクリ技能競技九州大会出場選手練習会(松岡)

7月25日(火)(株)朝日ビルメンテナンス 五十川リファインセンターで実施

次回は、8月22日(火)(株)ジェイアール西日本福岡メンテック博多基地第1事業所にて実施予定。

4. 労働安全衛生大会(松延)

別欄記載通り。

5. アスベストに関する講習会(松延)

8月号掲載通り。

6. 北九州市よりの講師派遣の要請に関する対応の経過について(古賀)

軽度の知的障害者を対象とした北九州市立高等養

会員に関する各種変更のお知らせ

(株)富士美装

変更事項 社名変更 変更日 平成18年8月25日

[新社名] (株)富士メンテサービス

[旧社名] (株)富士美装

住所・電話番号は変わりません。

お詫び と訂正

先に配付いたしました会員名簿8ページ記載の中で、太平ビルサービス(株)北九州支店の狩野伸彌様の肩書きの掲載ミスがございました。
【誤】常務取締役本部長 → 【正】代表取締役社長
関係者に対して深くお詫びして訂正致します。

護学校(仮称)設立に際しての講師派遣の協力要請については、講師派遣という形にとらわれず、より効果的な方法について今後話を進めていくことで合意した。

我が社のオープ

安田建物管理株式会社



安部 徹治さん

事業場名／博多埠頭第二ターミナル 勤務

役職／主任

年齢／38歳

勤務年数／2年5ヶ月

何か一言(処世訓・モットーなど)

初心を忘れず、常に考えて行動する

趣味／スポーツ観戦

特技／車の運転

上司からの一言

(専務取締役 事業本部長 原田豊也)

彼の仕事に対する情熱や真面目さは言うに及ばず実行力、常に前向きな思考力、と非常に秀でた存在であります。また人間性、マナー、礼儀作法など我々の業界に欠かせない資質を備えているとこれからも活躍に期待しております。

平成18年9月 行事予定表

4月	13:00 第1回公益社団法人化特別委員会 15:00 第66回運営委員会 於:県協会会議室
7木	13:00 政治連盟・経営研究委員会合同会議 於:県協会会議室
12火	清掃作業従事者研修会入門コース 於:飯塚立岩公民館
14木	14:00 「クリーンアップ福岡」北九州地区説明会 於:北九州パレス2階
15金	貯水槽清掃作業従事者研修会 於:久留米地区職業訓練センター 14:00 「クリーンアップ福岡」福岡地区説明会 於:福岡ビル9階 第5ホール
20水	15:00 都市ビル環境の日委員会 於:県協会会議室
21木	清掃作業従事者研修会入門コース 於:久留米地区職業訓練センター 兵庫県協会交流会 於:神戸市

毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。

毎月10日は災害発生報告書提出締切日です。